

▼○議長（田原正居）▽ 中島議員。

〔中島謙二議員登壇、拍手〕

▼○中島謙二議員▽ 自由民主党議員連盟の中島謙二であります。

一般質問を行う前に、先般沖縄県尖閣諸島周辺で起きた中国漁船衝突事件において、中国漁船の船長を処分保留のまま釈放したことに関し、竹島を抱える島根県民として、また日本国民として大変に残念に思うとともに、強く政府に抗議したいと思っております。

御承知のとおり、当然ながら尖閣諸島は日本の固有の領土であり、その周辺海域は日本の領海であるため、中国漁船が操業することは明らかに領海侵犯及び不法操業であります。しかしながら、政府は検察当局の司法判断により、中国漁船船長を処分保留とし釈放したとしておりますが、今後特に我が国の領海内である尖閣諸島周辺海域において、我が国の漁業者は本当に安全に操業できるのか、漁業者の一人として非常に危惧しているところであります。政府に対し改めて今後も引き続き漁業者が安全に操業できるよう、毅然とした適切な対応を求めるところであります。

それでは、ただいまより一般質問を行いますので、知事を始め執行部の真摯な御答弁をよろしくお願いをいたします。

まず最初に、HIV抗体検査について伺います。

先般公表されました平成21年エイズ発生動向年報によりますと、新規のHIV、エイズウイルス感染者が1,021件で、平成20年、19年に次いで過去3番目の報告数であり、最近5年間の報告数は累計の43.4%を占めており、近年のHIV感染者の急増が明らかになっております。

また、8月13日に開催されました厚生労働省のエイズ動向委員会においても、献血でのHIV抗体検査で陽性と判定された件数が、本年上半期の6カ月間で島根県内で3件報告されたと発表されておりますが、島根県内では昭和61年に開始されたこの検査において、昨年までの24年間で2件しか報告されておらず、県内でもHIV感染者数が急増しているのではないかと心配しているところであります。

一方で、HIVの感染経路は、主に性行為による感染、血液を介しての感染及び母子感染に限られていることから、予防方法は既に明らかになっており、私たちの行動によって感染を予防することがで

きるものと考えられております。また、現在では治療の改善が進み、HIVに感染していてもエイズ発症を予防することや、発症しても再び免疫力を強めることもできるようになってきており、早期に発見し、治療や感染拡大防止に結びつけることが非常に重要であると考えております。

今回は、献血に伴う検査においてHIV陽性が判明したわけでありますが、この検査は本来献血された血液が患者さんのために安全な輸血が行われるよう、輸血による二次感染を防ぐことを目的に行われるものであります。しかし、HIVは感染初期には最新の検査によても感染を発見できないことから、エイズ検査目的の献血は患者さんにエイズを感染させる可能性がある大変危険な行為と言えるものであります。

そのため、HIVに感染の危険がある場合は、HIV抗体検査を感染の危険があったときから3カ月以降に、献血以外の方法で検査を受ける必要があります。また、仮に検査結果が陽性の場合であっても、結果は献血者本人に通知されないシステムとなっていると聞いております。したがいまして、HIV検査を目的とした献血は、献血者及び採血者にとっても何のメリットもなく、厳に慎まなければならない行為であります。

特に、島根県では、保健所でHIV検査を無料で実施するとともに、感染が確認された場合の医療機関の紹介などを行っていると承知しておりますが、感染の可能性のある方に対して今後保健所での検査を受けてもらえるよう、取り組みを強化する必要があると考えますが、健康福祉部長のお考えを伺います。

次に、萩・石見空港路線について伺います。

萩・石見空港における航空路線は、高速道路を始めとする高速交通体系が十分整備されていない島根県西部地域、特に益田圏域にとって生活、産業、経済活動、観光、文化などさまざまな分野における人と物の交流に不可欠な交通インフラであります。また、東京、大阪の都市圏と直結する唯一の交通機関であり、地域の振興に大きな役割を果たしていることなどから、萩・石見空港大阪路線の存続を島根県及び地元の皆さんとともに強く求めてきましたが、残念ながら萩・石見空港の大坂路線につきましては、来年1月5日からの運休が決定したことを、去る5月24日にANAから通告を受けているところであります。

これに対し、県と地元益田市では、一たん運休となつても近い将来の運航再開を目指して、萩・石見空港利用拡大に関する補正予算をそれぞれ6月議会で承認し、航空運賃の助成を行うなど、萩・石見空港利用拡大促進協議会の各種利用促進活動を強力にバックアップしているところあります。

このような措置などにより、利用率に対する効果が上がってきてているように思いますが、実際にどのような効果があらわれているのか、利用者数など具体的な数字を伺います。

一方、萩・石見空港東京路線につきましては、10月31日から現行の羽田発7時20分が10時35分に約3時間繰り下げられることが決定しておりますが、今までの羽田発7時20分というのは確かに早過ぎる時間帯であり、実際私たちが上京した帰りに利用する場合も、朝6時にはホテルをチェックアウトする必要があるなど、大変不便な状況であるため、今回の羽田発の時間変更は首都圏からの利用者にとって繰り下げによるメリットは大きいように思います。

しかし、逆に折り返し便の羽田着は、10時50分が14時30分へと繰り下げになり、地元からの利用者には非常に中途半端で、萩・石見空港を利用して東京を往復する場合、今までより使いづらい時間帯となっております。

そこで、今回のダイヤ改正について、県はメリットとデメリット及びそれぞれの対策についてどのように考えておられるのか伺います。

また、今後萩・石見空港は来年1月5日以降、しばらくの間東京路線1便だけの就航となります。今懸命に取り組んでいる利用拡大対策により、大阪路線が早期に再開されることを強く期待しているところであります。

しかし、一方で全国的に地方空港への風当たりが厳しい中、安定した空港運営のためには、需要の大きい東京路線の2便化も不可欠であると思っておりますが、東京路線の2便化について島根県はどのように考えておられるのか、またその具体的な取り組み状況について知事にお伺いいたします。

次に、バス路線の確保対策について伺います。

生活交通の確保は、県民の日々の通勤、通学、通院など日常生活に密着した重要な課題であります。現在、県内では民間バス事業者に運行されている路線や市町村が直接運行している路線など、さまざまな形態で維持されておりますが、昨年度県で実施

された県内の実態調査によると、中山間地域はもとより、県内バス路線全体の9割以上の路線が赤字であると聞いております。

こうした中で昨年の12月25日、石見交通株式会社が来年3月までに16路線を廃止する方針であることを表明しております。この表明を受け、関係市町においては沿線住民の皆様の御意見も踏まえ、その必要性や代替手段の確保策などさまざまな面から検討される一方、石見交通株式会社による運行継続を要望され、県においても関係市町とともに石見交通と折衝されてきたと聞いております。

そこで、道路運送法上、国に届け出る期限は今月末となりますが、届け出の状況とこの間の経過について伺います。

また、石見交通の路線が廃止された場合に、県民の日常生活に支障が出ないよう必要な措置を講ずる必要があると考えますが、代替手段の検討状況について、あわせて地域振興部長に伺います。

さて、生活交通路線の維持確保につきましては、現在県においては、国と協調して補助する島根県バス運行費対策費補助金と、県単独の制度である島根県生活バス路線確保対策交付金により支援されております。このうち県単独の交付金制度においては、平均乗車密度や収支率などを要件として支援対象路線が定められておりますが、利用者の減少などによりこうした要件を満たすものが減少し、市町村の負担は増加傾向にある中で、こうした要件の廃止や緩和を求める要望が多くの市町村から寄せられていると承知しております。

そこで、県においては今年度この制度の見直しを進められていると聞いておりますが、どのような制度改正をお考えなのか伺います。

また、本県においては、特に中山間地域の県立高校においては、通学距離が長い生徒が多いことから、今回の石見交通の路線廃止方針表明を受けて、通学手段に大きな影響が出るのではないかと考えておりましたが、先般開催された島根県高等学校PTA連合会評議委員会において、通学に利用するバス路線の廃止対象となっている中山間地域の高校から、バス路線の確保について強い要望が出されております。

このように、県立高等学校の生徒の通学手段の確保は、通学する生徒にとって必要不可欠であるため、県の役割としても通学手段の確保は大変重要で

あると考えますが、今回の制度の見直しに当たり、こうした点について検討される用意があるのか、県のお考えをお伺いします。

次に、ふるまい向上プロジェクトについて伺います。

振る舞いの意味を広辞苑で調べますと、動作、行動、行状とありますが、島根県が今年度から始めるふるまい向上プロジェクトにおいて、振る舞いとは礼儀、作法、あいさつ、しぐさ、モラル、しつけ、道徳、生活行動、思いやりなどの総称としております。言いかえれば、これらの振る舞いは社会生活の中における常識というものであり、そして子どもたちが当然将来の社会人として身につけておかなければならぬ基本的なものだと考えられます。

しかしながら、考えてみると、こういった振る舞いは本来家庭の生活の中や地域社会の中で自然に身につけていくものであります。ところが、最近我慢できず協調性に欠ける、決められたルールが守れない、人と上手にコミュニケーションがとれない、話が聞けない、すぐキレる、あいさつができない、あるいは「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣が身についていないなどといった、振る舞いが十分に身についていない子どもたちがふえていくと言われております。

こういった状況は子どもたちだけの問題ではないと思いますが、教育委員長はこの状況をどのように考えられるのか伺います。

また、本県の実際の教育現場においては、子どもたちの振る舞いはどういった状況にあるのか、教育長に伺います。

一方、最近悲惨な児童虐待が全国各地で発生しておりますが、その原因の大きな一つとして、核家族化が進行し、身近に育児に対して相談できる相手がないなど、実際に子育てを行う親の孤立化が考えられております。また、少子化により育児に自然に接する機会に乏しく、育児に不安を覚え、しつけができない親がふえ、さらには核家族化や少子化などにより親自身が基本的な振る舞いが身についていないケースが増加しているとも言われております。

このような状況の中、島根県においては先般ふるまい向上を県民運動にというタイトルで、ふるまい向上県民運動の標語、ロゴマークの募集を始めるなどの内容の折り込み広告が出されていましたように、今年度から新たに島根県ふるまい向上推進県民

運動協議会を立ち上げ、本格的にふるまい向上プロジェクトをスタートさせております。

このように、今回島根県がふるまい向上プロジェクトを県民運動で取り組んでいくということは、あすの島根を担う有為な人材を育成していくことにはかなりません。本県は、豊かな自然や歴史、文化に恵まれたすばらしい環境にあります。また、教育熱心な人々も多く、教育にかける県民の意識も大変高いものがあると認識しております。ぜひこの事業が島根県のすばらしい環境のもと、そして県民一人一人の高い意識のもとに進めていかれることを強く望んでいるところであります。

そこで、このふるまい向上プロジェクトはどのような目的を持って、どのような体制で取り組んでいかれるのか、またこのプロジェクトにおいてはPTAや地域社会の役割が大変重要になってくると思われますが、どのように考えておられるのか、あわせて教育長に伺います。

次に、獣医師確保対策についてであります。

御存じのとおり、家畜の伝染病であります口蹄疫が宮崎県において4月20日に確認され、最終的には約29万頭にも上る牛や豚が殺処分されるという大変な事態が発生をいたしております。被害に遭われた畜産農家の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心より願うものであります。

また、今回の口蹄疫発生を通じて、家畜伝染病の発生時における獣医師の業務の重要性について改めて認識するとともに、宮崎県で防疫業務に当たられた全国の獣医師の皆様の御苦労に対し敬意を表し、また御慰労申し上げたいと思います。

さて、獣医師の業務については、農林分野では家畜伝染病発生時の対応はもとより、平時において畜産農家の衛生指導や生産性の向上対策など、畜産の振興にとって非常に重要であり、また健康福祉部においても食品の衛生指導や食卓に欠かせない牛や豚など食肉の検査など、県民の生活に獣医師が果たしている役割は広範囲にわたるとともに、非常に大きなものであります。

しかし、獣医師の総数はこの10年間で2割増となっているものの、日本獣医師会によりますと2008年の全国の獣医師数は3万5,000人、うち公務員獣医師は8,950人で1998年の9,294人から4%減少し、一方ペットなどの小動物診療に当たる獣医師は、8,422人から1万3,027人に増加している状況に

あります。

このように近年のペットブームにより、獣医系大学を卒業する学生の多くは小動物診療分野を志望し、家畜衛生や公衆衛生を志望する者が少なく、また獣医系大学が東京の近郊に多く、修学年数も6年間であり、学費等も多額となることにより在学生も東京近郊の出身者が非常に多く、逆に島根県の出身者は各学年3名程度であると聞いております。また、出身者が多い地域においては、獣医師の確保は問題になっていないようありますが、学生は地理的条件や待遇面を考慮して就職先を決定しているため、条件の悪い地域においては公務員獣医師は敬遠されがちとなります。そのため、そのような地域の各自治体は獣医師確保に苦労しておられると伺っておりますが、島根県においても同じように、獣医師の採用募集に対して受験者が非常に少ない状況にあります。

このように、近年は危機管理などの面から獣医師の役割が高まっているにもかかわらず、このままで必要な獣医師が確保できないのではないかと懸念されているところであります。したがって、島根県におかれましても、医師確保対策と同様に獣医師の確保対策についても積極的に取り組む必要があるのではないかと考えております。

そこで、獣医師の確保に関する県としての対応方針や、現在実施している具体的な確保対策について農林水産部長に伺います。

さて、9月はがんに対する知識と正しいがん対策を広くPRするがん制圧月間であること、また10月は乳がん月間であることから、最後に乳がん検診について伺います。

御存じのとおり、がんは日本人の2人に1人がかかると言われており、がんで亡くなる方は約3人に1人と死亡原因の第1位であります。特に、乳がんについては日本女性の約20人に1人がかかると言われており、年間約5万人の方が乳がんと診断され、その数は年々増加傾向にあり、増加の背景には食生活やライフスタイルの変化が影響していると考えられております。

また、発症年代別では特に40代後半から急増し、50代がピークとなっております。また、乳がんで亡くなる方は年間約1万人弱であり、そのうち20歳から59歳が4割程度と、働き盛り世代の死亡原因の第1位であります。

このように、乳がんは働き盛り世代の女性に深刻な影響を与える疾患の一つとなっておりますが、まず県内における乳がんの患者及び死者数の動向についてお尋ねいたします。

乳がんは、乳腺にできる悪性腫瘍であり、初期段階では自覚症状はほとんどありませんが、乳房の変化に気づかず放置していると、がん細胞が増殖し、リンパや血液の流れに乗って乳房の外にまで広がるなど、全身に影響が及ぶこともあります。しかし、乳がんは早期に発見し治療することにより、その約9割は治すことが可能であります。したがって、他のがんと同様に早期発見が重要であり、乳がんを早期発見するためには乳房のわずかな変化を見逃さないことが重要となり、そのため自己検診や定期的ながん検診が効果的となります。

したがって、厚生労働省は40歳以上に隔年で視触診と乳房のエックス線撮影、マンモグラフィーの受診を勧めていますが、県内の乳がんの検診体制及び検診受診状況について伺います。

また、最近では医療技術の進歩に伴い、早期の乳がんの手術においては、がんとその周辺を切り取り乳房は残す温存手術を行う割合がふえてきており、この手術は多くの女性の乳房を残したいという願いに応じ、手術後の生活の質を高める点からも大きな意味があります。そのためにも定期的に検診を受診しようとする意識を持つよう働きかけていくことが非常に重要であり、仕事や家事などにより平日の受診が難しい働き盛り世代の女性が受診しやすい環境を整備することも必要であると考えております。

さらに、がんは人ごとという意識を持たず、検診を先送りしないために、乳がん検診の重要性をより一層広く啓発することも大変重要であります。そのため、全国的には近年10月を乳がんの早期発見を啓発するために乳がん月間として、乳がん対策のさまざまな取り組みが行われ、そのシンボルの名称をとってピンクリボン運動と呼ばれるようになってきております。また、そのピンクリボン月間の10月に、第3日曜日を全国どこでも乳房のエックス線撮影、マンモグラフィー検査を受けられる日にしようという、ジャパンマンモグラフィーサンデーの取り組みが全国的に実施されているところであります。

そこで、本県において、ピンクリボン月間に関係してどのような取り組みを行う予定であるのか、またそれ以外に乳がん検診受診率向上のためにどのよ

うな取り組みを行っておられるのか、あわせて伺います。

以上で私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

▼○議長（田原正居）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 私からは、萩・石見空港の東京路線の2便化についてお答え申し上げます。

首都圏は、政治、経済、教育、文化などあらゆる機能が集中したところでございます。そういう意味におきまして、首都圏へのアクセス数を確保していくということは、萩・石見空港があります島根県西部地方の地域振興には不可欠だと考えているところであります。

これまでの運航の状況を見てみると、2便運航しておりましたのは平成9年7月から14年11月までの間であります。その間は年間の利用者が10万人から12万程度でありました。1便化になった後は利用者が減っております。21年度は約4万6,000人ということもありますし、利用率は約50%という状況になっております。私ども、そして地元としても東京便を2便化にしたいと。1便では朝早く出る、帰りの便が適当の便がないといったことがありますから、利便性を高める必要があるということで、今年度は60%の利用率の目標設定をして、観光客の新規開拓などに取り組んでおり、今後もそうした利用拡大の取り組みを継続していかなければならぬというふうに思います。

全日空に対しましては、2便化による利便性の向上が必要であるということを地元、県も機会あるごとに申し入れているところであります。ただ、羽田空港につきましては、発着便の枠があって、外国便あるいは他の地方路線等々あるわけでありますから、直ちに2便化が可能な状況になってないわけでございますが、粘り強く取り組んでいく必要がありますし、また国に対しましても、交通体系という観点から、そして地域振興という観点から、航空路についても航空政策が自由化されておりますけれども、そういう観点から航空会社に対して一定の影響力を私は行使すべきであるということを常々国交省の担当部局には言っておるわけでございます。例えば、そういう交渉について国が懇意するとか、また国がそういう地域の観点から路線の確保を一定枠確保すべき

だとか、そういう関与をすべきではないかと。航空だけとりますと、これは自由競争でありますけども、高速道路を含め、あるいは鉄道、航空を含め交通体系全体という観点からは、やはり全国でそう不便のないようにするというのは、私は国の役割だと思うわけでありますと、そういう面からの国の関与を強く求めていきたいというふうに考えているところであります。

▼○議長（田原正居）▽ 長谷川地域振興部長。

〔長谷川地域振興部長登壇〕

▼○地域振興部長（長谷川眞二）▽ 私からは大きく2つ、萩・石見空港路線についてとバス路線の確保対策についてお答えいたします。

まず、萩・石見空港路線の利用促進活動の効果についてであります。

萩・石見空港の利用促進につきましては、県及び益田市で補正予算措置を行ったところであります。これによりまして地元萩・石見空港利用拡大促進協議会は、個人利用の助成を始めとして観光誘客、地元発のツアー造成、アクセスの改善などの事業を実施しているところでございます。

本格的な対策が始まりました4月以降、萩・石見空港と大阪との路線の利用者数を見てみると、7月が対前年609人増の2,502人、利用率が72%、8月が対前年744人増の3,022人、87%の利用率となっております。9月も利用率が80%以上を達成できる見込みとなっております。今後も引き続き利用促進を行いまして、目標80%の利用率確保に向けて地元とともに努力する考えであります。

次に、萩・石見空港東京線のダイヤ改正のメリット、デメリットなどについてであります。

萩・石見空港東京線につきましては、10月31日からのダイヤ改正によりまして、現行の羽田空港7時20分発が10時35分発となります。早朝から午前中にかけて往復するダイヤから、昼を挟んで往復するダイヤに変わることになります。このダイヤでは、メリットといたしまして東京発の観光客には利用しやすい出発時間となる上、帰路の利用も十分可能となり、こうした利用者の増加を図る好機であります。観光客利用の増加に向けて、旅行エージェントへの働きかけなどを強化してまいります。

一方、デメリットといたしましては、萩・石見空港発のビジネス客には出発日、帰着日ともにまとまった時間が確保できないことになりますので、利用

しづらくなることが懸念されます。また、運航再開に向けて利用促進に努めております大阪線につきましても、約3割が乗り継ぎによる東京との往復利用であることから、ダイヤ改正後はこうした利用の減少が懸念されるところであります。

今後は、こうした課題に対応して利用促進を進めるとともに、ダイヤ改正後の利用状況等も考慮しながら、より使いやすいダイヤとなるよう、引き続き全員空へ要望してまいりたいと考えております。

次に、バス路線の確保についてであります。

まず、石見交通の16路線の廃止方針に係る届け出の状況と、この間の経過並びに代替手段の検討状況についてであります。

昨年暮れに県生活交通確保対策協議会において、石見交通株式会社から16路線の廃止方針が表明されました以降、県といたしましては、これまで7回にわたりまして関係市町と対応を協議するとともに、直接石見交通とも折衝を重ねてまいりました。この結果、去る17日に石見交通から改めて今後の方針が示され、当初の16路線中、既に地元との協議が調い、今月末をもって廃止される1路線を含め7路線につきましては廃止とされましたが、残る9路線については減便、ダイヤ変更等の上、継続して運行する用意がある旨、回答されたところであります。

それを受けまして、関係市町におきまして議会や沿線住民の皆様の御意見などを踏まえて検討されまして、現時点で8路線が維持される予定であります。また、1路線につきましては、きょうも報道がありました。これは川本線でございますが、検討中ということになっております。その結果を待ちまして、石見交通から今月末までに廃止届が提出されることとなっております。

代替手段の確保につきましては、関係市町において石見交通との交渉に並行して検討されておりまして、廃止が決まった路線につきましては、基本的には代替手段が確保される見通しとなっております。県といたしまして、中国運輸局や関係市町と連携を密にとりながら、必要な交通手段が確保されるよう協力してまいります。

次に、県単制度、生活バス路線確保対策交付金制度の見直しについてであります。

議員御指摘のとおり、現行の支援制度におきましては、すべての路線に対しまして収益率や運行回数などに一定の要件を設けることにより、効率性を求

めてきたところでありますが、利用者の減少等により、こうした要件を満たす系統が減少してきてまいっております。一方、過疎化の進行等に伴い拡大しておる交通空白地域への対応など、生活交通の確保は住民の日常生活に密着した課題でありまして、地域の実情に即した運行が必要となってきております。

今回の見直しでは、複数市町村をまたがる広域的な乗り合いバス事業者が運行するバス路線、これは道路交通法第4条ということで、4条路線と言っておりますが、これにつきましては、その重要度が当該市町村間で異なる場合もありまして、県の役割といたしまして特段の要件を設けず、広く支援してまいりたいと考えております。

また、国との協調補助制度であります島根県バス運行対策費補助金において、本年度から事業者の経営努力を促す路線維持合理化促進費補助金を導入したところであります。この補助金につきましては、いわゆるインセンティブ補助と言われるものでございます。これにつきまして、県単独補助でも今回の見直しで同様な制度を取り入れたいと考えております。さらに、市町村がそれぞれの地域の実情に応じました交通体系を柔軟に検討できるよう、制度を見直していきたいと考えております。

最後に、県立高等学校生徒の通学手段の確保についてであります。

議員御指摘のように、県立高校の生徒の通学手段の確保につきましては、今回の石見交通の路線廃止方針表明を受けての関係市町との協議におきましても、とりわけ重要な課題として提起されたところであります。また、ディマンド形態による運行などの効率化に向けた取り組みが県内でも広がりを見せておりますが、現に通学に利用されている路線につきましては、これになじまないものでございます。こうしたことから、県立高校の生徒の通学手段の確保といたしまして、県としましても重要であると考えております。今回の県単制度の見直しの中で、通学に利用されている路線につきましては、特に支援をしていくということで検討したいと考えております。以上でございます。

▼○議長（田原正居）▽ 錦織健康福祉部長。

【錦織健康福祉部長登壇】

▼○健康福祉部長（錦織厚雄）▽ H I V抗体検査と乳がん検診についてお答えをいたします。

まず、HIV抗体検査についてでございますが、今回県内の献血によりまして、ことしの1月から6月の半年間に3件のHIV陽性が判明いたしましたことは、まことに残念な結果であると受けとめております。県では従来よりHIV感染の可能性がある方は保健所で検査を受けていただくように、ホームページでありますとか12月1日の世界エイズデーなどのイベントに合わせて広報してきたところでございます。

今回の件を受けまして。HIVの抗体検査は保健所で行っていること、無料であること、匿名で検査を受けることができること、検査当日に結果が判明することなどにつきまして、改めて広報を強化していきたいと考えております。また、あわせまして、より検査を受けやすくするために、検査希望が最も多い松江保健所を中心に、検査の受け付け時間の拡充についても取り組むこととしております。

次に、乳がん検診についてお答えをいたします。

まず、県内の乳がんの患者及び死亡者数の動向についてでございます。

島根県のがん登録によりますと、平成20年中に乳がんと診断された方は317人となっており、年々増加傾向にあります。特に、20歳から59歳までの働き盛り世代の女性のがん発症状況を見ますと、乳がんが最も多くなっております。また、乳がんで亡くなる方は年間約70人前後と、発症の状況と同様、増加傾向にあります。死亡者につきましても、働き盛り世代の女性のがん死亡原因の第1位となっております。

次に、県内の乳がん検診体制及び検診受診状況についてでございます。

御指摘のとおり、がんの早期発見のためには、定期的ながん検診受診や自己検診が効果的であると考えております。県内の市町村におけるがん検診の実施体制につきましては、各市町村におかれましては県内の23医療機関と委託契約を締結をし、受診を実施するとともに、島根県環境保健公社との委託契約によりまして、離島や中山間地域を中心に検診車による検診が受診できる体制を整えております。

乳がん検診は、国の指針では視触診とマンモグラフィー機器による検診をあわせて行うこととしておるところですが、県内では視触診を行う医師確保が困難な場合もございます。そういう場合には、まずはマンモグラフィー検診を受診してもらうような体

制を整え、あわせて検診会場での乳がん模型を活用した検診指導でありますとか、パンフレットによる啓発によりまして、自己検診を定期的に行うように呼びかけております。ただ、マンモグラフィーのみの検診では、国が公表する受診率に反映されないこともあります。平成20年度が6.5%と低率となっております。

なお、平成21年度の乳がん検診の受診者数は、節目年齢に無料クーポン券を配布をする女性特有のがん検診受診事業の効果もございまして、平成20年度の9,173人に対しまして平成21年度は1万5,412人と6,239人、約7割増加しております。

次に、ピンクリボン月間の取り組み並びに乳がん検診受診率向上の取り組みについてでございます。

ピンクリボン月間に関連した取り組みといたしまして、島根県環境保健公社などと連携をいたしまして、乳がん検診の必要性や受診方法について啓発するため、10月にピンクリボン講演会を松江で開催する予定でございます。ここでは著名な専門医の講演会や、さまざまな職種の視点から意見交換するシンポジウムが実施されます。そのほかの受診率向上のための取り組みといたしましては、あけぼの会など患者団体や市町村と連携をいたしまして、女性向けイベントやショッピングセンターでのキャンペーンなど、働き盛りの女性が参画する場をとらえた啓発活動を展開をいたしましたり、無料クーポン券を配布する女性特有のがん検診受診事業を昨年度に引き続き実施することとしております。

また、検診体制の整備に関しましては、今議会での補正予算もお願いしているところでございますが、地域医療再生基金を活用いたしまして、今年度マンモグラフィー機器を医療機関へ3台、マンモグラフィー検診車を1台整備することとしておりまして、受診者の受け皿拡大を図ってまいります。以上でございます。

▼○議長（田原正居）▽ 石垣農林水産部長。

〔石垣農林水産部長登壇〕

▼○農林水産部長（石垣英司）▽ 獣医師確保対策についてお答えいたします。

議員から御指摘いただきましたように、獣医師の地方公務員を希望する大学生が減少する中で、口蹄疫など伝染病への防疫対応を始め、多種多様な獣医師の業務の重要性につきましては、県といたしましても十分に認識しておるところでございます。今

後、獣医師を安定して確保していくためにも、県としましては危機感を持ってその対策に取り組んでいけるところであります。

具体的には、まず全国に16ある獣医系大学を可能な限り県職員が訪問いたしまして、獣医師志望の学生に対して、職員としての業務や勤務の待遇などPRを図っているところであります。

また、県の獣医師職場を体験するインターンシップにも取り組んでおりまして、昨年は5名受け入れを行いまして、そのうちの2名は本年の採用試験を受験されて合格しておられます。本年は12名インターンシップを受け入れております。

さらに、一定期間島根県庁の獣医師職員として勤務することを返還免除の条件といたしまして、月額10万円の修学資金を貸与する獣医師確保緊急対策事業、こちらを本年創設したところであります。本年度は12名の貸与が決定したところでございます。

また、採用試験につきましても、平成22年に年齢要件を緩和いたしました。上限を40歳から59歳までと上げたところであります。こうした措置などによりまして受験者数の増加が図られているところであります。

加えまして、高校生につきましても一人でも多く獣医師を目指してもらえるよう、20年度から県内の高校に対しまして県庁の獣医師職員が出向いて、その業務の紹介などにも努めておるところでございます。今後ともほかの都道府県の取り組みなども参考にしながら、獣医師の確保対策に一層取り組んでまいり考えであります。

▼○議長（田原正居）▽ 北島教育委員長。

〔北島教育委員長登壇〕

▼○教育委員会委員長（北島建孝）▽ 振る舞いが十分に身についていない子どもたちがふえているのは、子どもたちだけの問題ではないと思うが、どう考えているのかということでございますが、私の所見を述べさせていただきたいと思います。

近年、若いも若きも、また男女を問わず、振る舞いが十分に身についていないということが、社会現象として取り上げられるようになってまいりました。我が島根県は豊かな自然や歴史、文化に恵まれた環境にあり、振る舞いに関してもそういった環境の中でおのずと身についてきたように思います。しかしながら、全国的な流れと同様、わざかずつではありますが、気になる行動が見受けられるようにな

ってきた気がしております。率直に言いまして、ふるまい向上といったことに県が取り組まざるを得ないという状況は寂しい思いがありますが、何もしなければよくならないわけでございますので、県教育の中で率先して取り組むことは非常に意義のあることだと感じております。

以前は、他人に迷惑をかけないようにと、常日ごろから大人から子どもへ言われてきたものでございます。当時の大人は、社会に迷惑をかけてはいけないということをモラルの第一にとらえていたことのあらわれではなかったかなと思います。それに比べ現在の社会は個人の利益が優先されるのが当たり前となり、一人一人が社会の一員であるという意識や自覚が不足しているように思います。迷惑をかけさえしなければ少々のことはよいのではないかという風潮や社会現象もあり、おっしゃるように個人を注意されると逆にキレてしまうのではないかなど思います。

学校のクラスや家庭、そして職場や地域なども含めた大きな視野で振る舞いを考えれば、おのずと我慢するべき場所がわかるのではないかでしょうか。まず、身近なところでは子どもばかりではなく、大人も一緒にになって家庭でのあいさつでありますとか、ごみが落ちていたら拾う、割り込みや空き缶、たばこのポイ捨てをしないなど、世代を超えてちょっとしたことから取り組むことが必要だと思います。自分さえよければといった、世の中自分以外の人にも思いをはせることができる世の中にしたいと、そういうふうに感じております。以上であります。

▼○議長（田原正居）▽ 今井教育長。

〔今井教育長登壇〕

▼○教育長（今井康雄）▽ ふるまい向上の取り組みについてお答えをいたします。

まず最初に、教育現場での子どもたちの振る舞いの状況についてでございます。

私は、島根県の児童生徒は、素直で思いやりのある優しさを備えた子どもが多いというふうに思っております。県全体といたしましても、学校は比較的落ちついた状況にあるというふうに考えております。これは、先ほど委員長からもございましたように、島根県の歴史や自然、文化、こういったことに触れる機会も多く、あいさつやマナーなどを学びやすい環境にあると、こういったことが子どもたちによい影響を与えているものというふうに考えており

ます。

しかしながら、一方で情報化の進展でありますとか、あるいは核家族化、地域の連帯感が薄れてくる、こういったことを背景といたしまして、全国的な課題とされております規範意識の低下やコミュニケーションがとれない、あるいはすぐにキレる、こういった自己中心的な言動が見られる子どもたちもふえてきているのも事実であります。

また、先ほど議員からもございました「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣につきましては、全国に比べますと島根県のほうはよくできているというふうに考えておりますが、携帯電話あるいはインターネット、こういった情報化に過度に依存するというようなことで、生活のリズムが整わないといった子どもたちも見られるようになってきております。

次に、ふるまい向上プロジェクトの目的、推進体制、それから P T Aあるいは地域社会の役割についてでございます。

このふるまい向上プロジェクトでは、子どもたちが将来社会人として身につけておくべき規範意識、マナー、思いやりの心など、いわゆる振る舞いを乳幼児期から身につけさせることを目的といたしております。そして、子育てに悩みや不安を持つ若い親世代への支援を充実することも、この事業の目的の一つでございます。本来、子どもが振る舞いを身につける上で重要な役割を果たすのは家庭であります。保護者のかかわり方は大きな影響力を持つと思っております。その意味で P T Aの活動、これは子どもの健全な発達に寄与し、ふるまい向上の推進に大きな力を発揮してもらえるものと期待をいたしております。

また、地域社会でありますが、子どもに手本を示す大人でありますとか、あるいは子育てに悩む親の相談役、こういった存在など、振る舞いを向上させるために必要な人材がたくさんおられます。こうした地域の人材を有効に活用して、地域全体でふるまい向上に取り組んでいただきたいというふうに思っております。こうしたことから、今年度ふるまい向上推進県民会議を設置をいたしましたが、この中には P T Aや地域の代表者の方にも委員をお願いをし、参画をしていただいているところでございます。

また、府内の体制でありますが、教育委員会、健

康福祉部、警察本部、これが連携をいたしまして、具体的な課題ごとにチームを編成するなど、取り組みを進めているところでございます。今後、先ほどの県民会議で委員の皆さんから意見をいただきながら、取り組みの方向性を確認をし、県民の中に広がりのある運動にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。